

健保だより

<https://www.maruchan-kenpo.or.jp/>

健康のことで悩みがあるときは

- ご家族(扶養家族)の方もお気軽にご利用ください
- 派遣社員の方もご利用いただけます

TSグループ社員のみなさん ご利用ダイヤル

0120-166-558

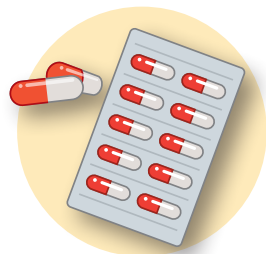


平日 10:00 ~ 20:00
土 10:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・夏季・年末年始休み)

【サービス提供者：ヒューマニーズ相談センター】



リフィル処方箋を ご存じですか？



令和4年度の診療報酬改定で「リフィル処方箋」が導入されました。

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者について、医師と薬剤師の適切な連携のもと、一度出してもらった処方箋を一定期間内に繰り返し使えるしくみです（最大3回まで）。患者にとっては通院負担の軽減や利便性の向上といったメリットがあるうえ、受診回数が減ることで医療費の抑制効果も期待されています。

「健康保険組合連合会 特設サイト」をご覧ください
https://www.kenporen.com/refill_prescription/



ポイント

- 医師が、リフィル処方が可能と判断した場合は、処方箋の「リフィル可」欄に✓点を記入。
- 1回当たりの投薬期間と総投薬期間は医師が患者の病状などから決める。
- 投薬量に限度がある薬や湿布薬は対象外。
- 同一の薬局で調剤してもらうのが基本。



Contents

- P1 リフィル処方箋をご存じですか？
● 繰り返し使える処方箋。患者の通院負担軽減につながり、医療費も節約できます
- P2 令和3年度の決算がまとまりました
● 経常収支で約5億9,600万円の黒字に。ただし、楽観できない財政状況です
- P3 その行動はいずれ自分に返ってくる～整骨院・接骨院のルールを理解せずにかかる
● 保険適用外の負傷については全額自己負担。健康保険を使えるケースは限られています
- P4 令和4年10月から健康保険が変わります
● 企業の健康保険の適用基準が拡大されます／育児休業期間中の保険料免除要件が変わります
- P5 女性のみなさん！ 婦人科健診を受けましょう
● 40歳から50歳代に多い「乳がん」／若い人にも増えている「子宮頸がん」／費用補助のご案内

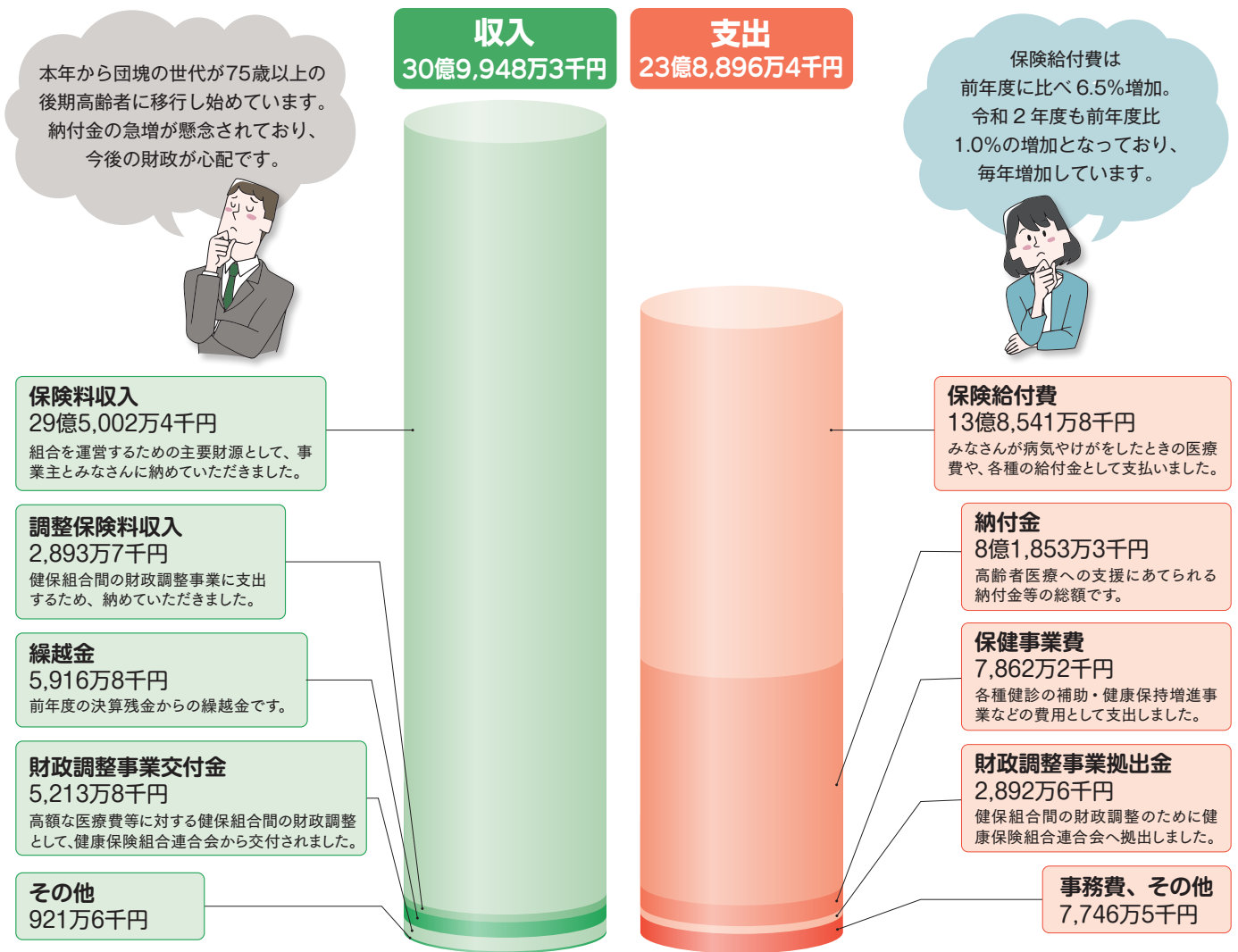
黒字決算となりましたが 楽観できない財政状況です



令和3年度決算は経常収支で約5億9,600万円の黒字になりました。ただし、医療費が増加しており、今後は納付金の増加も見込まれることから、楽観できる状況にはありません。当健保組合では、引き続き医療費の適正化を推進してまいります。



一般勘定



介護勘定

令和3年度の介護勘定決算は、収入総額3億408万円、支出総額2億8,469万円となり、収支差引1,939万円の決算残金をもって終了しました。

介護保険にかかる費用は年々増加しているため、今後、健保組合に課される介護納付金のさらなる増加が予想されています。



その行動は
いずれ自分に返ってくる



整骨院・接骨院の ルールを理解せずにかかる

整骨院・接骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれていますが、実際には「健康保険が適用される負傷のみ保険適用、という意味です。そのため、保険適用外の負傷については、全額自己負担でかかるのがルールです。

誤って健康保険を使ってしまった場合、健保組合から療養費の返還請求を受けることがありますので、ルールを理解してからかかるようにしましょう。

整骨院のルール①

健康保険を使えるケースは 限られています

整骨院で健康保険を使うことができるのは、「外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない、下記のものに限られます。

- 骨折 ○ 脱臼 ○ 打撲
- 捻挫 ○ 肉離れ

※骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

下記のケースでは
健康保険は使えません！



- × 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- × 保険医療機関で治療中の負傷
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 症状の改善がみられない長期の施術
- × 労災保険が適用となる工作中や通勤途上に起きた負傷 など

整骨院のルール②

「療養費支給申請書」は よく確認して署名を

柔道整復師が患者（被保険者等）の代わりに健保組合へ療養費を申請することを「受領委任払い」といいます。受領委任払いの整骨院では、健康保険を使って施術を受けた後、患者は「療養費支給申請書」に署名します。

療養費支給申請書には、負傷原因、負傷名、日数、金額が記載されています。この内容をもとに健保組合へ申請されるものなので、しっかり確認したうえで自筆で署名するようにしてください。

※全額を患者が支払い、後で健保組合に申請して還付を受けることを「償還払い」といいます。一部に償還払いの整骨院もあります。



健保組合から、施術内容を照会させていただくことがあります

健保組合では、健康保険を使って整骨院で施術を受けた方に、後日、施術日や施術内容、負傷原因等について確認させていただく場合があります。照会をスムーズにするため、施術内容のメモを残すとともに、領収書や明細書は保管しておくようにしてください。みなさんの保険料を適正に活用するための照会となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年10月から

パート・アルバイトの方も健康保険に入ることがあります



令和4年10月から、企業の健康保険の適用基準が拡大されます。従業員数101名以上の企業で働く短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、勤務先の健康保険に被保険者として加入することになります。

健康保険が新たに適用となるのは

令和4年10月から	現行
従業員数 101名 以上	従業員数501名以上
労働時間が週に20時間以上（変更なし）	労働時間が週に20時間以上
月額賃金が8.8万円以上（変更なし）	月額賃金が8.8万円以上
雇用期間（見込）が 2カ月超	雇用期間（見込）が1年以上
学生ではない（変更なし）	学生ではない

詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。▶ <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

ご家族（被扶養者）の方はご注意ください！

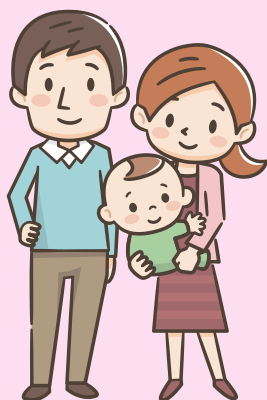
今回の改正により、現在は当健保組合の被扶養者として加入されている方も、10月以降に上記の要件を満たせば勤務先の健康保険被保険者となり、当健保組合の加入者資格を失います。

この場合、**当健保組合の被扶養者から削除する手続きが必要です**。被保険者の方が「健康保険被扶養者（異動）届」に該当する方の保険証を添えて、所属事業所の健康保険担当者を通じ、すみやかに届け出を行ってください。



令和4年10月から

育児休業期間中の保険料免除要件が変わります



① 保険料免除の要件が見直されます

育児休業中は、健康保険や厚生年金の保険料が免除されます。現在は月末時点で育児休業を取得していると免除の対象となりますが、令和4年10月からは月内に14日以上育児休業を取得した場合にも保険料が免除されるようになります。

② 賞与にかかる保険料の免除要件が見直されます

令和4年10月から、賞与にかかる保険料は、1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象になります。

40歳から
50歳代に多い

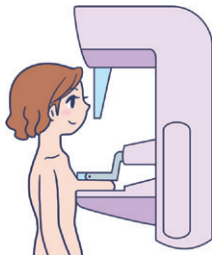
乳がん

乳がんは女性のがんで最も多く、年間におよそ9.5万人が乳がんと診断されています。がんの多くは高齢になるほど発症リスクが高まりますが、**乳がんは40歳から50歳代と比較的若い年代から多い**のが特徴です。

国では、40歳以上の女性に、問診およびマンモグラフィ検査による乳がん検診を、2年に1回受診することを推奨しています。また、乳房のしこりやひきつれ、乳頭からの分泌液など気になる症状がある場合は、検診を待たずに早めに医療機関を受診することが重要です。なお、乳がん検診では、マンモグラフィ検査のほか、乳房超音波検査なども行われます。

マンモグラフィ検査

乳房をプラスチックの板で挟んで撮影し、小さいしこりや石灰化を見つける検査です。年齢や乳腺量により、詳細な診断が難しいことがあります。X線を使うため、妊娠中は受けられません。



乳房超音波検査

乳房に超音波をあてる検査です。乳腺量の多い方や若年の方でもしこりなどを見つけやすく、マンモグラフィ検査に加えて受けることで発見率が高まります。X線を使わないため、妊娠の可能性のある方でも受けられます。



女性の
みなさん!

婦人科健診を受けましょう

女性特有のがんである「乳がん」「子宮頸がん」は、罹患数・死亡数ともに増加傾向にあります。いずれのがんも早期に発見・治療すれば予後がよいため、定期的に検診を受けておくことが大切です。

若い人にも
増えている

子宮頸がん

子宮頸がんは、子宮の入り口の子宮頸部に発生するがんです。30歳から40歳代の女性に多い一方で、**近年は20歳代での発症も増加しています**。

国では、20歳以上の女性に、細胞診による子宮頸がん検診を、2年に1回受診することを推奨しています。

子宮頸がんは、がん細胞に進行する前の「異形成」という状態を経てがんになることがわかっています。定期的に検診を受けることで、症状がない異形成の段階で病変を発見することができます。とくに20歳から30歳代は結婚・出産の年齢層であり、子宮温存が可能な早期のうちに発見することが大切です。

細胞診 (PAP)

子宮頸部の細胞を、小さなヘラやブラシなどでこすり取り、異常な細胞がないかどうかを顕微鏡で見て調べます。



当健保組合では、婦人科健診の費用補助を実施しています。
この機会をぜひお役立てください!

婦人科健診

対象者：25歳以上の被保険者および被扶養者

回数：年1回

補助額：乳がん検診…超音波またはマンモグラフィいずれか一つ、4,000円を限度に補助
子宮頸がん検診…4,000円を限度に補助